

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 略</p> <p>2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十三万円</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十万七千円</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十万七千円又は百六万三千円</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十万七千円、百四十四万四千円又は七十八万二千円、公使にあつては七十八万二千円とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは」、「三万五千二百円」とあるのは「六万七千八百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」と</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十三万五千元</p> <p>二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十一万千元</p> <p>三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十一万千元又は百六万六千元</p> <p>3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十一万二千元、百四十四万八千元又は七十八万四千元、公使にあつては七十八万四千元とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは」、「三万五千三百円」とあるのは「六万八千元」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。</p> <p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」と</p>

いう。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附則

1・2 略

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4・5 略

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇六五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、五〇七、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長	一、四四四、〇〇〇円

いう。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附則

1・2 略

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万三千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4・5 略

別表第一(第三条関係)

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇七一、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、五一一、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長	一、四四八、〇〇〇円

<p>宮内庁長官</p>	<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び 内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表 する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>
	<p>一、二三一、〇〇〇円</p>	<p>一、二〇七、〇〇〇円</p>	<p>一、〇六三、〇〇〇円</p>
<p>宮内庁長官</p>	<p>検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び 内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表 する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>
	<p>一、二三五、〇〇〇円</p>	<p>一、二二一、〇〇〇円</p>	<p>一、〇六六、〇〇〇円</p>

食品安全委員会の常勤の委員
 原子力委員会の常勤の委員
 原子力安全委員会の常勤の委員
 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
 公益認定等委員会の常勤の委員
 証券取引等監視委員会委員
 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
 地方財政審議会委員
 国地方係争処理委員会の常勤の委員
 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
 中央更生保護審査会の常勤の委員
 宇宙開発委員会の常勤の委員
 労働保険審査会の常勤の委員
 社会保険審査会委員
 運輸審議会の常勤の委員
 土地鑑定委員会の常勤の委員
 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

九三八、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、二〇七、〇〇〇円 二号俸 一、〇六三、〇〇〇円 一号俸 九三八、〇〇〇円
公使	三号俸 一、二〇七、〇〇〇円 二号俸 一、〇六三、〇〇〇円

食品安全委員会の常勤の委員
 原子力委員会の常勤の委員
 原子力安全委員会の常勤の委員
 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
 公益認定等委員会の常勤の委員
 証券取引等監視委員会委員
 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
 地方財政審議会委員
 国地方係争処理委員会の常勤の委員
 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
 中央更生保護審査会の常勤の委員
 宇宙開発委員会の常勤の委員
 労働保険審査会の常勤の委員
 社会保険審査会委員
 運輸審議会の常勤の委員
 土地鑑定委員会の常勤の委員
 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

九四一、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額
大使	三号俸 一、二一一、〇〇〇円 二号俸 一、〇六六、〇〇〇円 一号俸 九四一、〇〇〇円
公使	三号俸 一、二一一、〇〇〇円 二号俸 一、〇六六、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額	
秘書官	十二号俸	五九八、九〇〇円
	十一号俸	五六七、二〇〇円
	十号俸	五三六、一〇〇円
	九号俸	五〇三、四〇〇円
	八号俸	四七二、一〇〇円
	七号俸	四四二、一〇〇円
	六号俸	四〇五、五〇〇円
	五号俸	三六五、九〇〇円
	四号俸	三二九、二〇〇円
	三号俸	二九七、三〇〇円
	二号俸	二七四、二〇〇円
	一号俸	二五九、一〇〇円

一号俸 九三八、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額	
秘書官	十二号俸	六〇〇、五〇〇円
	十一号俸	五六八、七〇〇円
	十号俸	五三七、六〇〇円
	九号俸	五〇四、八〇〇円
	八号俸	四七三、三〇〇円
	七号俸	四四三、二〇〇円
	六号俸	四〇六、六〇〇円
	五号俸	三六六、九〇〇円
	四号俸	三二九、八〇〇円
	三号俸	二九七、八〇〇円
	二号俸	二七四、六〇〇円
	一号俸	二五九、一〇〇円

一号俸 九四一、〇〇〇円

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>
現 行	<p>第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>附則 第四条 一部施行日の前日から引き続き内閣総理大臣等である者で、当該特別職の職員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日（任期の定めのある特別職の職員にあっては、同日又は一部施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日）までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p>
現 行	<p>附則 第四条 一部施行日の前日から引き続き内閣総理大臣等である者で、当該特別職の職員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日（任期の定めのある特別職の職員にあっては、同日又は一部施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日）までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p>

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとすれば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 略

第六条 第二条の規定による改正前の特別職の職員に関する法律第四条第二項前段の規定の適用を受ける特別職の職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき六万八千円を超え六万九千二百円以下であるものに対する特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条第二項後段の規定の適用については、当該特別職の職員が一部施行日から引き続き同項前段の規定の適用を受ける間は、同項後段中「六万七千八百円」とあるのは、「六万九千円」とする。

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとすれば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額（以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 略

第六条 第二条の規定による改正前の特別職の職員に関する法律第四条第二項前段の規定の適用を受ける特別職の職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき六万八千円を超え六万九千二百円以下であるものに対する第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条第二項後段の規定の適用については、当該特別職の職員が一部施行日から引き続き同項前段の規定の適用を受ける間は、同項後段中「六万八千円」とあるのは、「六万九千二百円」とする。